

貴講座/診療科名	リハビリテーション科
貴講座内に女性医師の会等の組織がありますか	無

問1. 現在の貴講座・診療科に在籍している男女別医師・研究者人数をご記入ください。
(各医系講座・診療科に送付していますので、他講座・他診療科に主たる在籍がある併任者は含めないで下さい)

		男性医師数	男性研究者数 (医師以外)	女性医師数		女性研究者数 (医師以外)
				子供なし	(妊娠中含) 子供あり	
フルタイム勤務	1) 教授	1				
	2) 准教授					
	3) 講師					
	4) 助教・助手	1				
	5) 医科診療医(専任)	1			1	
	6) 医科診療医(社会人大学院生兼任)					
	7) 大学院生(専任)	1				
	8) 研究員					
短時間勤務	9) その他1(職種:) その他2(職種:)					
	10) 研究生					
	11) その他1(職種:) その他2(職種:)					
12) 上記のうち貴講座在籍中に育休を取得した人数						

講座・診療科内の意思決定	男性	女性	非該当
13) 講座・診療科内の各種委員会等の委員延べ人数			委員会等なし

問2. 出身医師・研究者(事務・技術職員を含まない同門会員等)の男女別人数をご記入ください。
(多少の誤差はあっても構いませんので、できるだけ非該当にせず人数でご記入ください)

	男性	女性	非該当
1) 全出身医師・研究者数(大学在籍者を含む)	7	2	不明・その他
2) 上記のうち、休業者数(固定の勤務先がない人)	0	0	不明・その他
3) 同門会等の役員数(各種委員会等の延べ人数)			同門会役員なし

問3. 現在、貴講座・診療科として、大学在籍中の子育て中・子育て希望の女性医師への仕事・家庭両立のための配慮はどの程度されていますでしょうか？ 該当する欄に○をつけてください。

(3) および(6)は当直免除期間・許容育休期間を決められていればその期間も記入してください)

	非該当（女性医師がいない、臨床なし、人事をしない、など）	原則配慮しない	希望があれば、配慮することもある	希望が出た場合、常にある程度配慮する	積極的に配慮・支援
1) 勤務時間の軽減（時間短縮、フレックスタイム等）					○
2) 仕事量の軽減					○
3) チーム制（複数主治医制）による負担軽減					○
4) 当直（免除期間： <u>子供が 6歳になるまで</u> ）					○
5) 子供の病気・学校行事のための有給休暇取得					○
6) 在籍中の妊娠・出産（育児希望に対し）					○
7) 産休明け後の育休取得（ <u>最大許容期間： 12ヶ月間</u> ）					○

*上記配慮を受ける代わりに、当該女性医師にデメリットはありますか？

8) 給与面 なし（○）、ある（ ）：具体的に（ ）

9) キャリア面 なし（○）、ある（ ）：具体的に（ ）

10) その他 なし（○）、ある（ ）：具体的に（ ）

*男性医師が子育て支援を希望した場合、上記を女性医師同様に配慮されますか？

11) 同等に配慮（ ）、少しは配慮（○）、男性医師は原則配慮しない（ ）

*その他にも貴講座・診療科として在籍女性医師・子育て中医師への支援事項があれば、下記枠にご記入下さい。（当直回数半減、メンターや女性医師親睦会による相談体制がある、など）

--

問4. 現在、貴講座・診療科として、出身者（＝同門会会員）の女性医師の仕事・家庭両立のための配慮はどの程度されていますでしょうか？ 該当する欄に○をつけてください。

	非該当（女性医師がいない、当直なし、人事をしない、など）	原則配慮しない	希望があれば、配慮することもある	希望が出た場合、常にある程度配慮する	積極的に配慮
1) 出身者（関連病院等在籍者）への産休・育休支援（応援医師派遣など）					○
2) 休業中の女性医師への復帰支援（研修のあっせん、復帰にサポート体制のある勤務を紹介など）					○
3) 人事としての勤務地配慮（夫の勤務地を考慮など）					○

*男性医師が子育て支援を希望した場合、上記を女性医師同様に配慮されますか？

4) 同等に配慮（ ）、少しは配慮（○）、男性医師は原則配慮しない（ ）

その他にも出身（同門会）女性医師・子育て中医師に配慮している事項があれば、下記枠にアピールして下さい。

--

- （今回の情報提供の試みについてでも、サポートの会の開催時期についてでも、広島県医師会女性医師部会へのご要望・ご意見等ございましたら、下記枠にご自由にご記入ください。

上司である医師が法律を知っていないことが多いです。

まず法律を守ることが必要です。

教授会でも(議事に記録されるので)問題発言が多いと思います。

上司として守るべき冊誌を配るべきでは？